

国立市生活保護行政等運営審議会 答申

令和 6 年 2 月 1 日付国福祉発第 207 号にて国立市長より受けた諮問に対し、以下答申する。本答申は、主に令和 5 年度ⁱにおける市の生活保護行政の取り組み状況について、評価・検証を行ったものである。

市の報告からは保護申請書のダウンロードや生活保護のしおりの公開など、質の高い利用者支援の取り組みを進めていること、ケースワーカー同士が孤立することなく、より良い生活保護行政の運営に向けて検討していることが確認できた。引き続き市全体で市民の権利擁護の意識をもち、生活保護行政を適切に運営していくことを期待する。

具体的な評価・検証について、以下の通り報告する。なお改善・検討すべき事項については市として課題意識をもって取り組むことを望む。

1. 改善・検討すべき事項

●人員体制について

【検討・検証内容】

令和 5 年度国立市福祉事務所の実施体制は社会福祉法で定める標準数を満たしている。しかし、市の定員管理上の考え方によると、査察指導員とケースワーカーの合計数で定員を整理しており、令和 5 年 4 月 1 日現在の被保護世帯数 965 世帯に対し、ケースワーカー 12 名、査察指導員 2 名の 14 名を職員定数としている。そのため現在は 1 名過員配置という状況である。

社会福祉法第 15 条において、現業を行う所員（ケースワーカー）と指導監督を行う職員（査察指導員）はそれぞれ異なる業務と規定されている。査察指導員がケースワーク業務も行ってしまうと、ケースワーカーを管理するという本来の査察指導業務が適切に行えない。また過去の他市事例からも不祥事の温床になる可能性がある。

社会福祉法第 16 条では所員の定数として、ケースワーカーの標準数を示している。また査察指導員については社会福祉事業法時代における厚生事務次官通知（発社第 56 号）において定数が示されており、現在の厚生労働省生活保護法施行事務監査でも、その数に対して充足しているか否か事前提出資料で提出する形となっている。

以上のことから、ケースワーカーと査察指導員の人員配置は別々に考え、

それぞれの業務を整理し適切な人員配置となるよう早急に改善すべきである。

また、すでに担当世帯数が 80 世帯を超えているため、80 世帯に近づけるということを目指すのではなく、絶対に 80 世帯を超えてはならないということを目指すべきである。

前身の国立市生活保護業務適正化に関する調査委員会から継続して人員確保の重要性について議論されており、答申においても再発防止の取り組みが継続できることを担保する仕組みを作るよう再三求めている。

現在でも主管課における人員の必要性や定員に対する考え方と市の定員管理上の整理の間で乖離が見られるため、人員体制について以下の通り改善を求める。

【改善事項】

過去に不適正な事務処理が起きてしまったということを常に念頭におき、社会福祉法上の標準数（80 世帯）を超えることがないように人事措置を行うこと。また、ケースワーカーと査察指導員について、区別して必要数を配置すること。係長職（または課長補佐職）の業務内容を整理し、標準数を参考にしながら再発防止策や現在の先進的な取り組みが維持できるような体制維持に取り組むこと。

●利用者向けのしおりについて

【検証・検討内容】

利用者向けのしおりを作成するという取り組みは評価できる。また、作成にあたってホームページで公開し様々なところから意見を求めたことも他市にはない取り組みである。しかし、収入充当の仕組みや最低生活費の説明等で誤解を生じてしまう表現があるため、利用者目線で構成・表現方法について再考すべきである。

特に収入充当については、生活保護費は一括で前渡し収入が発生すれば返還が必要であるという点、補足性の原理、という 2 点をより丁寧に説明すべきである。返還金を充当するか返還とするかという返還方法の議論とは分けて考えたほうが良いだろう。

【改善事項】

構成及び表現方法について、利用者目線で見直しすること。

2. 現在の取り組みについて

保護申請書や保護のしおりのダウンロード、健康お悩み相談会等、全国的にみると非常に良い先進的な取り組みを実施している。引き続き利用者の利便性を高める取り組み、例えば保護のしおりについて視覚障害の方に対応できるよう読み上げテキストを用意する、ルビ版を用意する、外国籍の方向けに外国語版を用意する等について検討することを提案する。なお、健康管理支援については、権威的にならないよう介入方法には十分留意してほしい。

職員が生活保護費の支給事務だけでなく、市民目線に立って国立市の福祉制度が機能するよう取り組んでいることが今回の報告から確認できた。模範となる生活保護行政が確立しつつあるので、引き続き職員の負担が増えない形で利用者目線にたった取り組みを継続してほしい。

3. 今後（令和6年度以降）の取り組みについて

全国的にみても現在の国立市の取り組みは先進的であり、模範となるものである。さらなる利便性の向上を図るとともに、事務局から示された利用者アンケートの検討や近隣市との合同研修会は進めていってほしい。

現在、様々な取り組みが積み重なっているので、メディアなどを通じて国立市の良い取り組みを外部に発信し、不適正な事務処理からこのような形で立ち直ることができたと取り上げてもらうことはどうか。他市では生活保護業務の不適正な事務処理が現在でも発生している。適切な行政運営が求められている中で、不適正な事務処理を経て国立市が変わったことを発信する必要はあろう。

計画的な人事異動は、不適正な事務処理を再び発生させないという観点と人材育成という観点からも非常に重要である。現在の組織風土や再発防止の取り組みを継続させていくためには、職員の希望とキャリアデザインを踏まえた上で、スペシャリストの養成にも取り組む必要がある。引き続き主管課と人事当局で連携し計画的な人事異動、人員配置について組織的に取り組むことを求める。

4. 標準数について

社会福祉法で定める標準数の妥当性について検討を行った。ケースワーカーの役割が定まっていないう、標準数の妥当性について判断することは困難である。しかし社会福祉法で標準数が示されている以上は、市としてその標準数を目安に適切に業務が実施できるような体制を確保することが市の責務である。また給付と支援を両立するには、法曹家や成年後見業務等を参考に 50 世帯前後が望ましいのではないかという意見が出ていたことを参考にされたい。

以上

2024（令和 6）年 6 月 17 日
国立市生活保護行政等運営審議会

会 長 池谷 秀登
委 員 池田 希咲
委 員 木下 武徳
委 員 芝崎 勇介

ⁱ 令和 4 年度国立市生活保護行政等運営審議会（令和 5 年 2 月 21 日開催）及び令和 5 年 5 月 25 日付答申「国立市生活保護行政等運営審議会答申」以降